

「1者応札・1者応募」に係る改善方策について

平成21年6月15日

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

当機構では、随意契約見直し計画に沿って、競争性のより高い契約方式に速やかに移行することとしています。また、移行については、原則として一般競争入札とすることとし、それが困難な場合に限り、企画競争などの競争性のある随意契約とすることとしています。しかしながら、一般競争入札や企画競争に移行したものの1者応札・1者応募となった事例が散見され、競争性が十分に確保されていないのではないかと指摘がありました。

そこで、当機構では、競争性を一層確保するため、厚生労働省の改善方策を参考に、改善に取り組むこととします。

1. 当機構における1者応札・1者応募の要因別類型

過去に契約実績がある者が有利となっているとみられるもの（建物管理、定期刊行物の印刷、軽微な施設改修等、過去に契約実績がありノウハウを持った者などが有利となりうる）

特殊な技術、特定の情報を有する者が有利となっているとみられるもの（既存システムの運用・保守など、開発業者以外の者が参入をしない傾向がみられる）

業務の履行にあたって必要と考える条件によるとみられるもの（アンケート調査について全国規模の実績などの条件を付している）

2. 改善方策

公示に関する事項

- ・ 公告期間の十分な確保

過去に1者応札（応募）となったもの、又は新規案件で応札者が少数と見込まれるものについては、現在、休日を含めて10日間以上としている公告期間については、原則として10日間以上の営業日の公告期間を確保します。

資格要件に関する事項

- ・ 資格要件の緩和

資格要件は、官公庁の業務実績を設定する等、不必要に競争参加者を制限する要件を設定しないこととします。

仕様等に関する事項

- ・ 仕様書の表現の明確化

仕様書は、業務内容を具体的に分かりやすく表現し、特定の者が有利となりうる仕様としないようにします。

参加者への配慮に関する事項

- ・ 業務等準備期間の十分な確保

業務等の内容に応じ、見積りや契約（落札決定）後の準備期間をよく考慮したうえで契約期間等を設定します。

年度当初から業務等が開始されるものについては、落札決定から業務等開始までに十分な期間を設けられるように入札実施時期を設定します。

- ・ 業者等からの聴き取り

入札説明を受けたものの応札（応募）しなかった業者等から、応札しなかった理由やどのような状況であれば参加が可能と考えるかなど、事後に聴き取り調査を行い、その結果を集約し検討したうえで、対応可能なものは以後の入札等に反映させます。